

事 務 連 絡  
令和2年12月14日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい情報の再周知について

標記について、農林水産省から別添のとおり、学校給食における家きんの肉及び卵の使用に関して、正しい知識に基づいて適切な対応をしていただくよう、教育委員会などへ改めて周知するよう依頼がありました。

本件については、11月13日付け事務連絡「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい情報の周知について」において既にご対応いただいているところではありますが、これらのことについて、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し周知くださるようお願いいたします。

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課学校給食係  
電話:03(5253)4111 (内線 2694)  
E-Mail:shoku@mext.go.jp